

1 緊急時の児童の登下校について

地震や台風、集中豪雨、事件発生等の緊急時の児童の登下校について、児童の安全を最優先に考え、以下のように対応する。

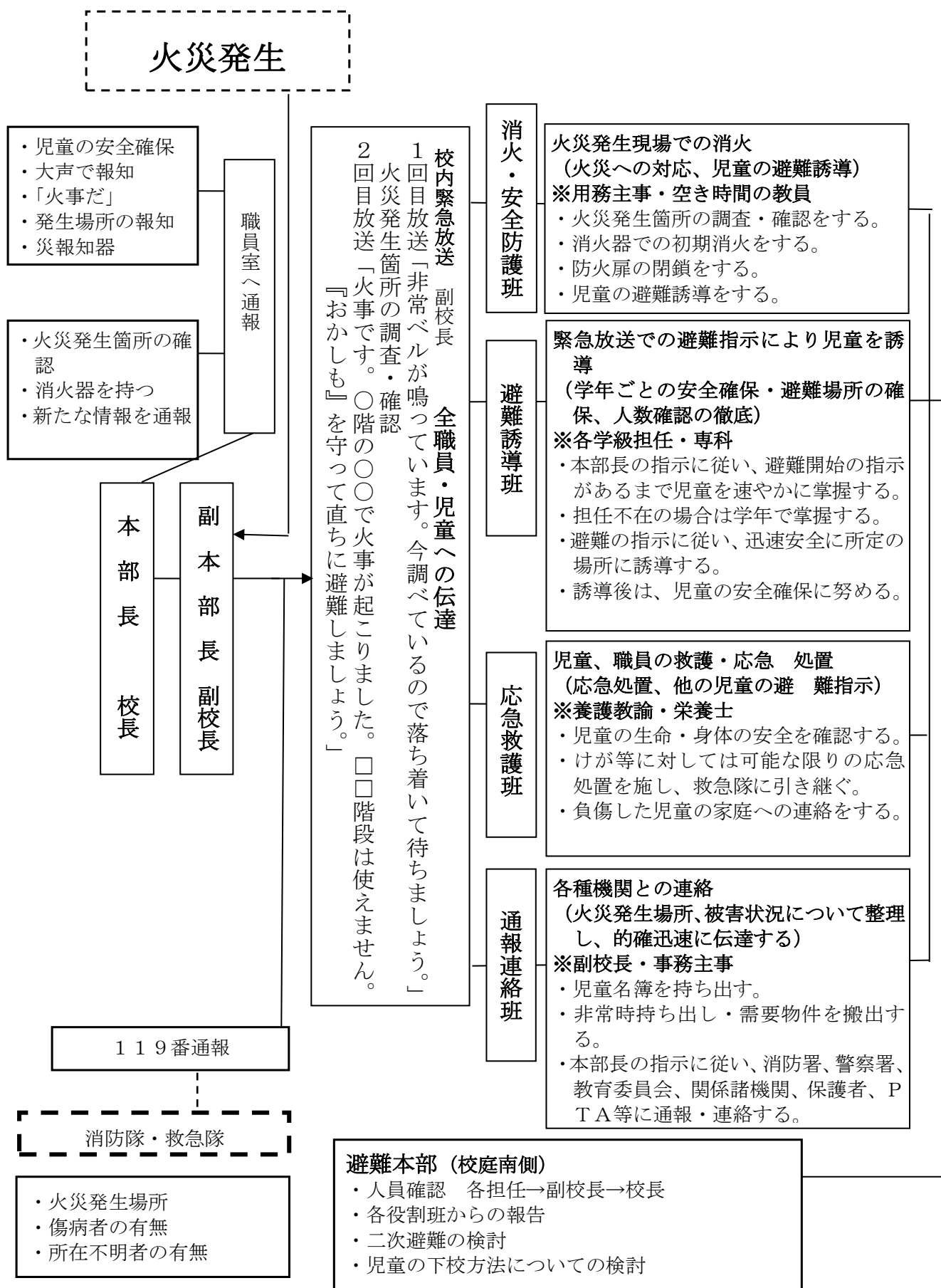
(1) 緊急時の連絡方法について ①「連絡メール」により連絡を行い、ホームページにも掲載する。 ②状況により、緊急連絡網や配布物による連絡も行う。
(2) 緊急時の登校について ①地震や台風、集中豪雨等で、早めに予測できる場合は、印刷物にて連絡する。 ②印刷物の配布が間に合わない場合は、緊急時の連絡方法（連絡メール等）にて連絡し、ホームページにも掲載する。 ③ ①、②以外の緊急時の登校は、次のように行う。 ○児童の登校については、各家庭での状況判断に任せる。 ○欠席・遅刻の場合は、必ず学校へ連絡する。緊急時の場合は、欠席や遅刻の扱いにはしない。
(3) 緊急時の下校について ①保護者への引き渡し ○「震度5強以上の地震」及び「大規模地震等の警戒宣言が発令された場合」は、原則として、各学級毎に児童の引き渡しを行う。 ○震度5弱以下であっても、火災の発生や下校路の安全が確保できない場合は、引き渡しを行う。 ・実施の場合、「連絡メール」にて連絡を行い、ホームページにも掲載する。 ・年度当初に登録いただいた方への引き渡しを実施する。 ・引き取りの無い児童は、校内の安全な場所で引き取りがあるまで保護する。 ※震度5弱以下で下校させる場合、状況によっては集団下校を行う。保護者が帰宅困難であるとの届け出がある場合、学校で待機させる。 ②一斉集団下校 ○風水雪害、事件発生等の状況により、児童を単独で下校させるより、小集団で方面別にまとまって下校させた方が安全だと予想される場合、その他学校長が必要と認めた時に行う。 ・一斉集団下校実施の場合には、「連絡メール」での連絡を事前に行う。 ・地区方面別に集まった後、人員を確認して下校させる。 (3) その他 ○下校時刻の風雨等の通過を待つ場合、校舎内に待機させ、下校を遅らせることもある。その場合には、「連絡メール」を配信し、ホームページにも掲載する。

※ 避難所の設置や運営について

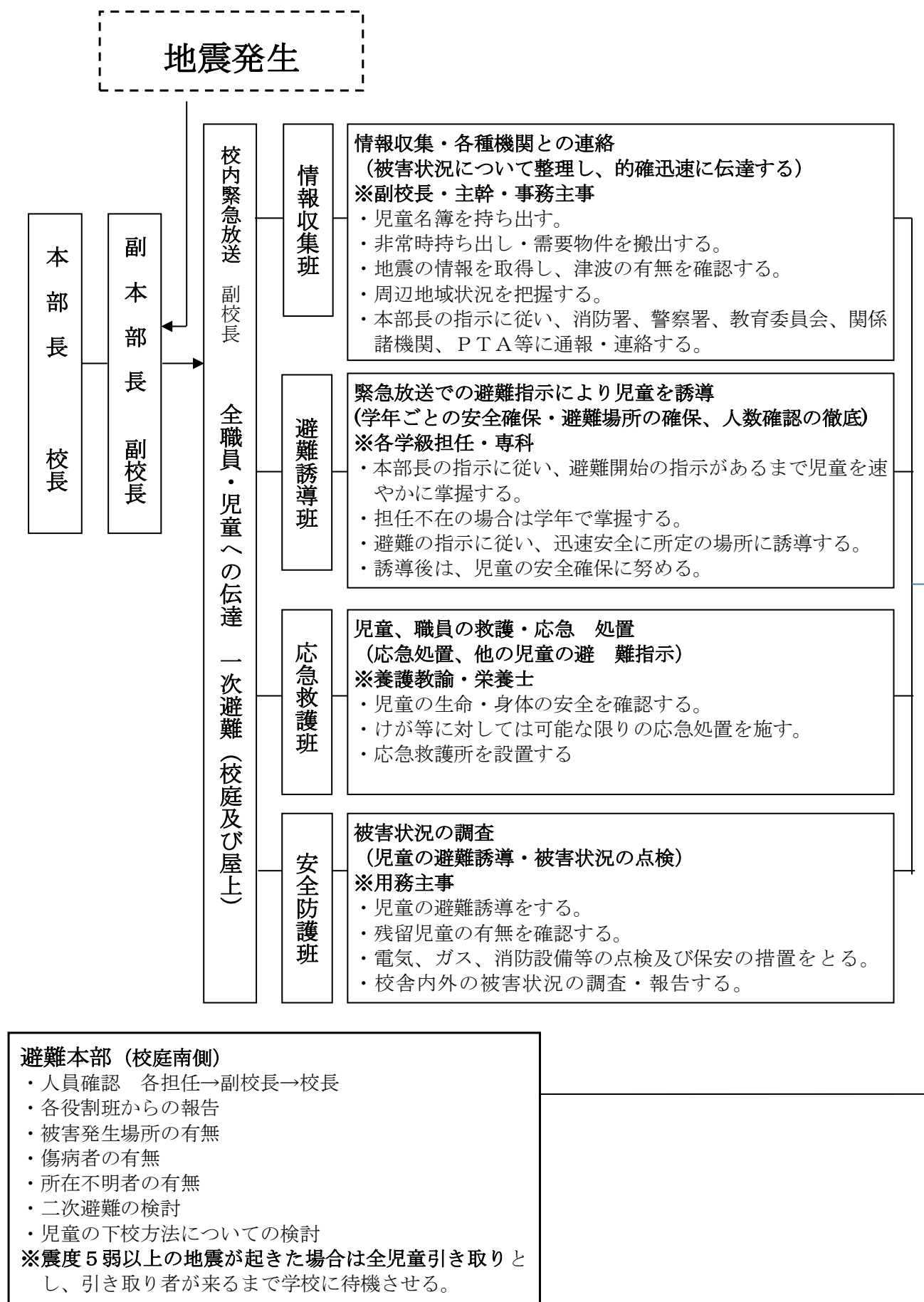
- 昼間の発生では、教職員は児童の安全確保と指導に当たる。
 - ・児童を最も安全な場所に待機させる。
 - ・教室等の学習施設と避難所は区分する。
 - ・区の指示の元に、区の職員を中心に避難所を開設する。

○夜間及び休日の発生では、区の方針を基に、区の職員により避難所を開設する。

2 火災発生時について

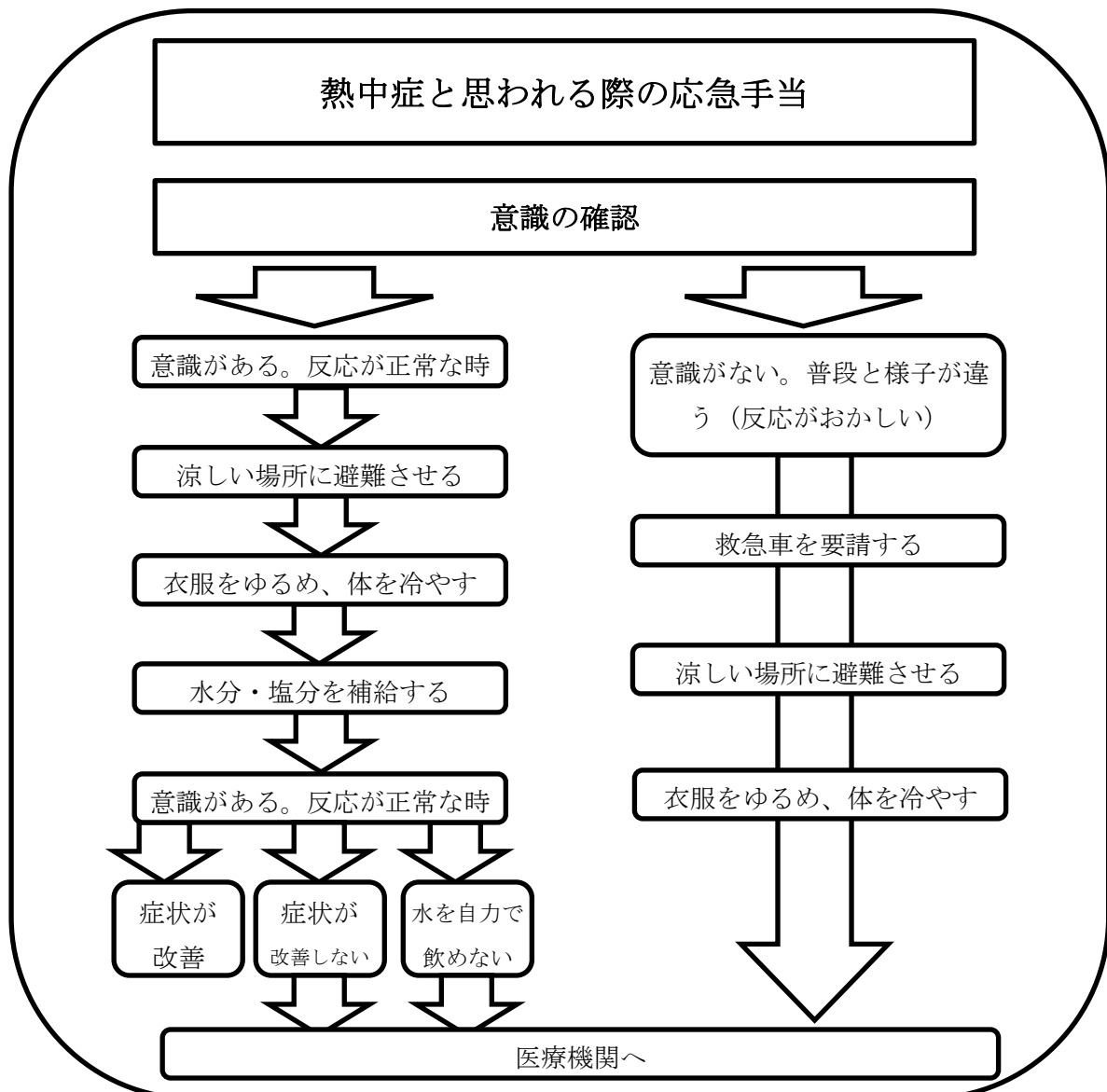
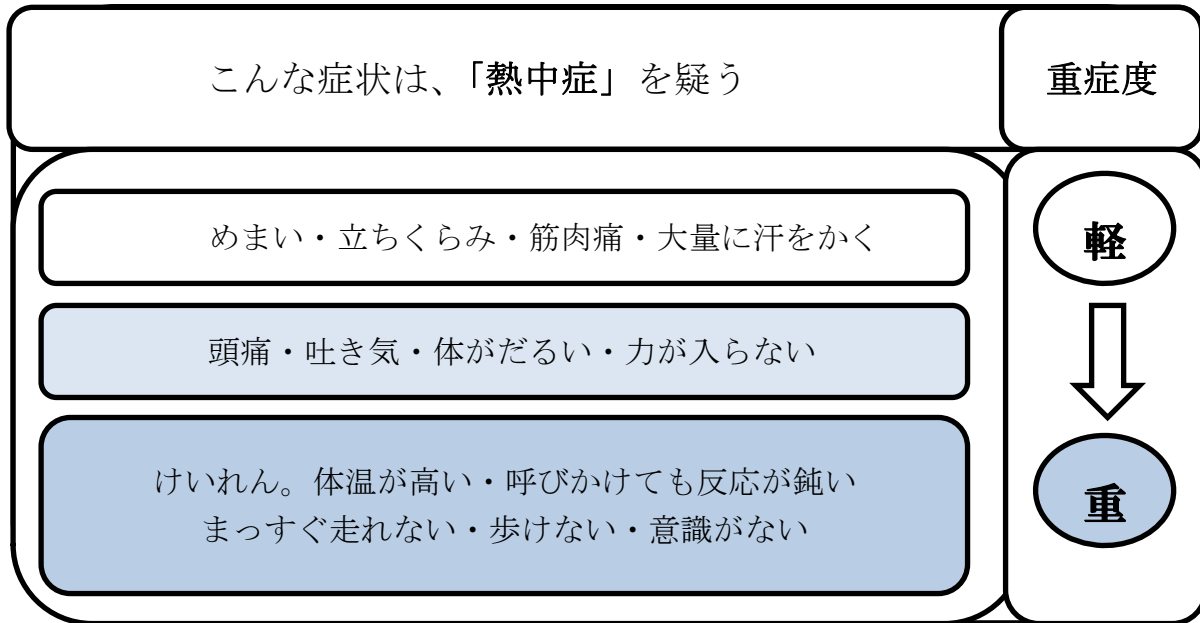


3. 地震発生時について



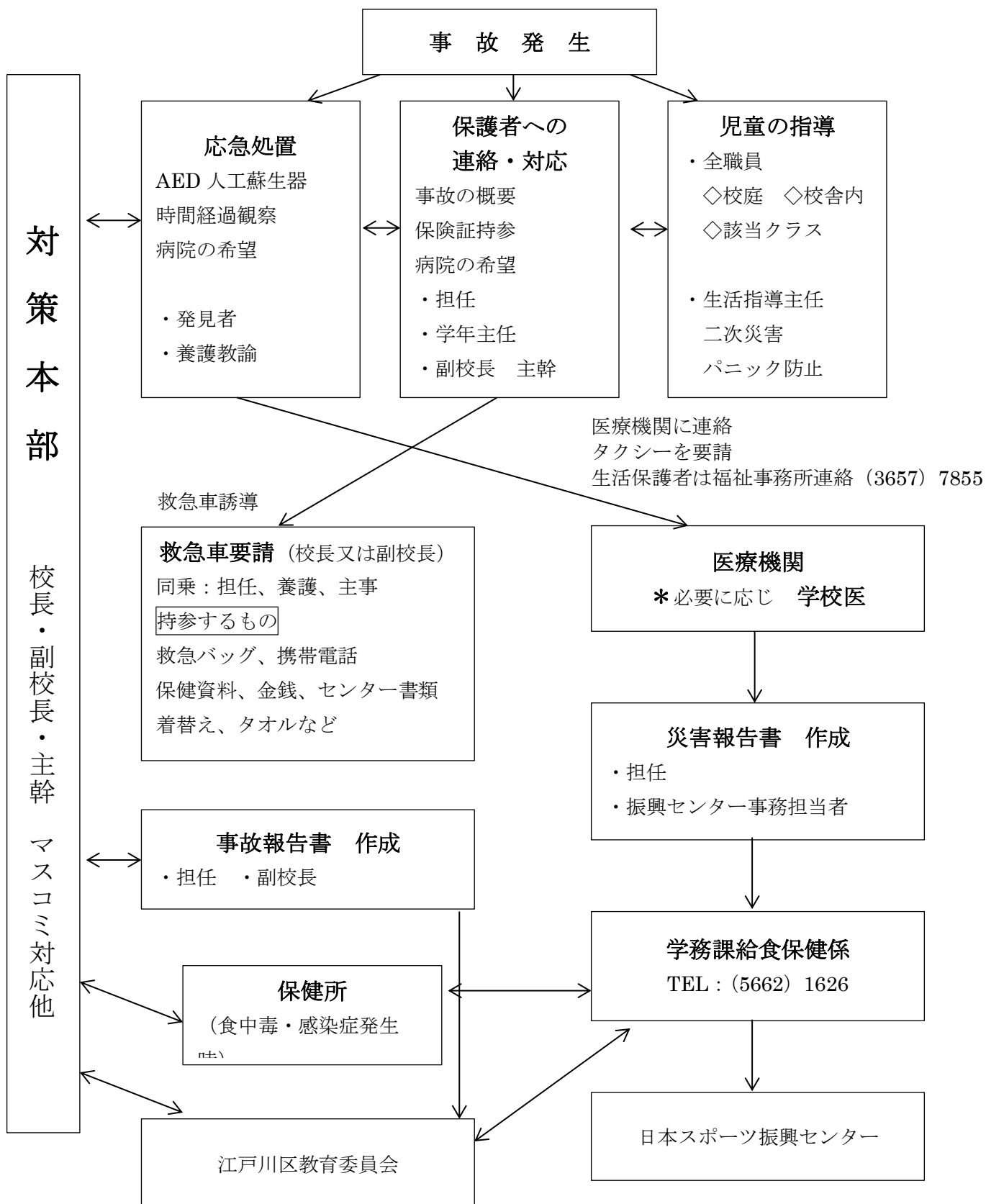
6 校内事故・熱中症発生時について

【熱中症を疑う症状と応急手当】



7 校内事故 ・嘔吐処理について

《けが・病気等事故発生時の対応》



【けが・病気の対応について】

〔けが〕

連絡は簡潔に、事実を正確に伝える

1. 応急処置および管理職に事故報告、記録をとる。

2. 保護者に連絡

・事故の状況と現在の様子を話し、できるだけ学校に来ていただく。

・保険証と現金、着替え等を持ってきてもらう。

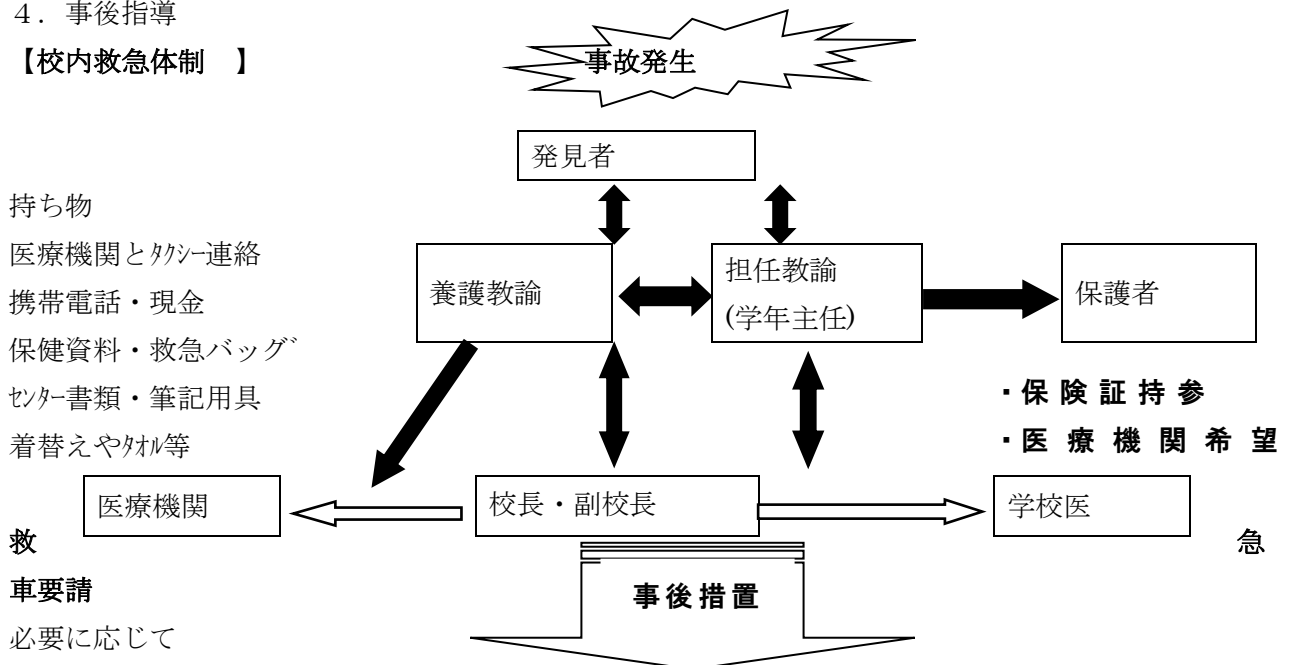
・急いで病院へ連れていく時は、保護者に医療機関の希望を聞き、**救急バッグ・保健資料・現金・携帯電話・振興センター書類**を持参する。

・病院で処置を受けた後に家庭に連絡する場合は、処置内容、費用についても報告する。

3. 医療機関に電話予約する。（救急車要請は管理職が行う。）

4. 事後指導

【校内救急体制】



〔病気〕

1. 保健室での休養は原則1時間とし、回復しない場合は、担任が保護者に連絡して迎えを依頼する。

2. 内服薬は原則として与えない。

3. 早退をさせる時は必ず保護者へ連絡し、迎えを依頼する。症状の急変を考えて、ひとりでは帰宅させない。

学校伝染病について

学校保健法に基づき 校長は「伝染病に罹っているもの、罹る疑いのあるもの」について、出席を停止させることができる。出席停止期間は、欠席日数に入れない。医師より登校許可を得てから登校する。

欠席調査について

各クラスのアレンジャーに入っているのので、記入して1校時終了までに 保健室入口の箱に入れる。

【児童が嘔吐した際の処理について】

- ・嘔吐があった場合には、他の児童への感染防止のためにも、嘔吐物等の処理は慎重かつスピーディーに適切な対応をする。
- ・特にノロウィルスは乾燥すると空気中に舞い上がり、たとえ少量のウィルスでもそれが直接口の中に入って感染を広げてしまうことがあるため、嘔吐物等の処理は乾燥させないことがポイントとなる。また、処理中はもちろん終わった後も換気をしっかりと、ウィルスを外に出すようにする。
- ・わからないこと等がある場合は養護教諭に確認する。

【処理の流れ】

児童が嘔吐した

- ①担任は近くにいる児童をその場から遠ざける。窓・扉を開け、換気をする。

※嘔吐した児童や周囲の児童に、安心させる声かけをする。

※嘔吐した児童は再度嘔吐する可能性もあるため、ビニール袋を持たせる。

※嘔吐した児童や吐物のかかった児童は広範囲に動き回らせない。

(状況によっては、近くの先生に応援を頼む)

- ②担任は保健室（不在時は職員室）へ連絡し、嘔吐した児童がいる旨伝え、養護教諭（職員）が到着するのを待つ。※児童に伝令を頼むなどするとよい。

- ③担任は各教室に配備してある嘔吐処理セットを用意する。

- ④養護教諭（職員）はバケツとボトルに入った消毒液原液（ハイター<5%次亜塩素酸ナトリウム>）と嘔吐処理セットを持参し、現場に向かう。途中、現場にいちばん近い水道場で希釈消毒薬（0.1%次亜塩素酸ナトリウム）を作成し現場に駆けつける。

（保健室入口入って右手の救急処置台下に

バケツと消毒薬原液、嘔吐処理セットは配備）

- ⑤嘔吐物を処理する。（担任と養護教諭は協力して、嘔吐した児童や他児童の対応と嘔吐処理など役割分担するとよい。）

（1）空気中に飛散しないよう、嘔吐物の上に汚物処理パウダーをふりかけ、新聞紙等をかぶせる。

（2）処理をする人は**手袋**と**マスク**を着用する。

（嘔吐物が飛散する可能性があるため、**エプロン**も着用する）

（3）嘔吐物が付着した床とその周囲を、希釈消毒液を浸したペーパー等で外側から内側に、ウィルスを飛ばさないよう静かに拭き取る。

※同じ面で拭き取り続けると感染拡大になるため、こまめにペーパー等を取り替える。

※嘔吐した児童の衣服や上履きが汚染されてしまった場合は、トイレトペーパーにて汚物を取り除く。

（4）使用したペーパー等はすぐにビニール袋に入れ、密閉し、さらに、もう一重ビニール袋に入れる。

※ゴミを処理する人を含め感染拡大防止のために消毒薬での処理を行う。

（5）拭き取り終わった床は希釈消毒薬をしみ込ませた新聞紙をかぶせる。

（6）10分程度放置した後、水拭きする。

有効な換気の仕方

◆空気の出入り口は、できるだけ対角線になるように。



【消毒薬の作り方】市販の漂白剤（塩素濃度6%）のキャップ1杯は、約8ccです。



1000ppm
消毒液

キャップ5杯

水道水2.4ℓ



⑥養護教諭（職員）は嘔吐した児童を保健室に連れて行き、体調を確認する。

※嘔吐物のかかった児童がいる場合には、その児童も一緒に保健室に連れていく。

※衣服が汚れている場合は、体育着を持たせる。

【給食食器への嘔吐の場合について】

嘔吐した児童や周囲児童への対応や机・椅子・床の対応等は前ページの対応を行う。

①担任（職員）は、食器内の嘔吐物に嘔吐処理セットの中にある汚物処理パウダーをかけ、新聞紙をかけ、保健室（不在時は職員室）へ連絡し、嘔吐した児童がいる旨伝え、養護教諭（職員）が到着するのを待つ。

近くにいる児童をその場から遠ざける。窓・扉を開け、換気をする。

↓

②養護教諭（職員）はバケツとボトルに入った消毒液原液（ハイター）と嘔吐処理セット、嘔吐処理食缶を持参し、現場に向かう。途中、現場にいちばん近い水道場にて希釈消毒薬（0.1%次亜塩素酸ナトリウム）を作成し、現場に駆けつける。

（バケツとハイター、嘔吐処理セットは保健室入口入って右手の救急処置台の下に配備
嘔吐処理食缶は保健室窓側温度計下に配備）

③養護教諭（職員）は、**マスク・手袋**をつけ希釈消毒液を浸した新聞紙で汚染された食器を上にかかっている新聞紙と共に包み、食缶の中に入れ、蓋をする。食缶は確実な消毒処理を行うために、そのまま保健室に持って

いく。（嘔吐物が飛散する可能性がある場合、**エプロン**も着用する）

* 栄養士・調理員には渡さない。

* 食器は廃棄しない。

④養護教諭（職員）は保健室到着後、食器を希釈消毒薬の新聞で包んだ時間から10分以上経過したかどうか確認する。（汚染食器に希釈消毒薬に浸した新聞紙でくるんでから10分経過にて菌が不活化するため、）

⑤消毒処理から10分以上経過してから、食缶の蓋を開け、汚染食器に付着した嘔吐物をペーパー等で拭き取り、使用したペーパー等はすぐにビニール袋に入れ、密閉し、さらに、もう一重ビニール袋に入れる。

※ゴミを処理する人を含め感染拡大防止のために消毒薬での処理を行う。

嘔吐物を拭き取った食器は食缶の中に置き、ひたひたにかぶるくらいの希釈消毒薬を入れ、蓋をし、保健室窓側温度計下に置く。食缶の上には消毒中の札を置き、さらに30分以上浸け置きする。

⑥30分以上の浸けおきが終了した食器は水で洗い流し、水気を拭き取り、ビニール袋に入れて、給食室前にある下駄箱の上に返却する。

【注意事項】

※嘔吐物は素手で触らない。

※嘔吐物の処理は基本的に大人が行い、児童には近寄らせない。

※感染防止拡大のため、嘔吐物が付着した食器等は水道場で洗い流さない。

※感染拡大防止のため、嘔吐物が付着した食器等は給食室にそのまま戻さない。

※嘔吐した児童は一人にさせない。

8 体育・水泳時の緊急時の対応について

【水泳中の緊急対応】

①・・・応急処置 1（発見者）

※近くのプールサイドに上げる。

※毛布を敷いて、応急処置。

②・・・毛布運び、連絡（内線）

※管理職または職員室から 1 1 9 番をかけてもらう。

※消防署の方と電話対応をする。

③・・・AED 持ってくる、応急処置 2

④・・・児童管理

毛布は、薬品室（塩素棚の上段）にあります。

【天候による中止】

①光化学スモッグ

発生（校長室 F A X より） ⇒ 職員室よりプールに内線連絡
⇒ 指導中止（児童を速やかに退水させ、教室へ戻す）

②雷注意報・警報

職員室よりプールに内線連絡

注意報

○天候の変化に注意を払う ⇒ 指導継続

○雨雲の接近、雷鳴が少しでも聞こえた場合等、天候の変化の確認

⇒ 指導中止

警報

指導中止（児童を速やかに退水させ、教室へ戻す）

9 いじめ・虐待発生時の対応について

いじめ防止のための基本方針

1. 基本方針

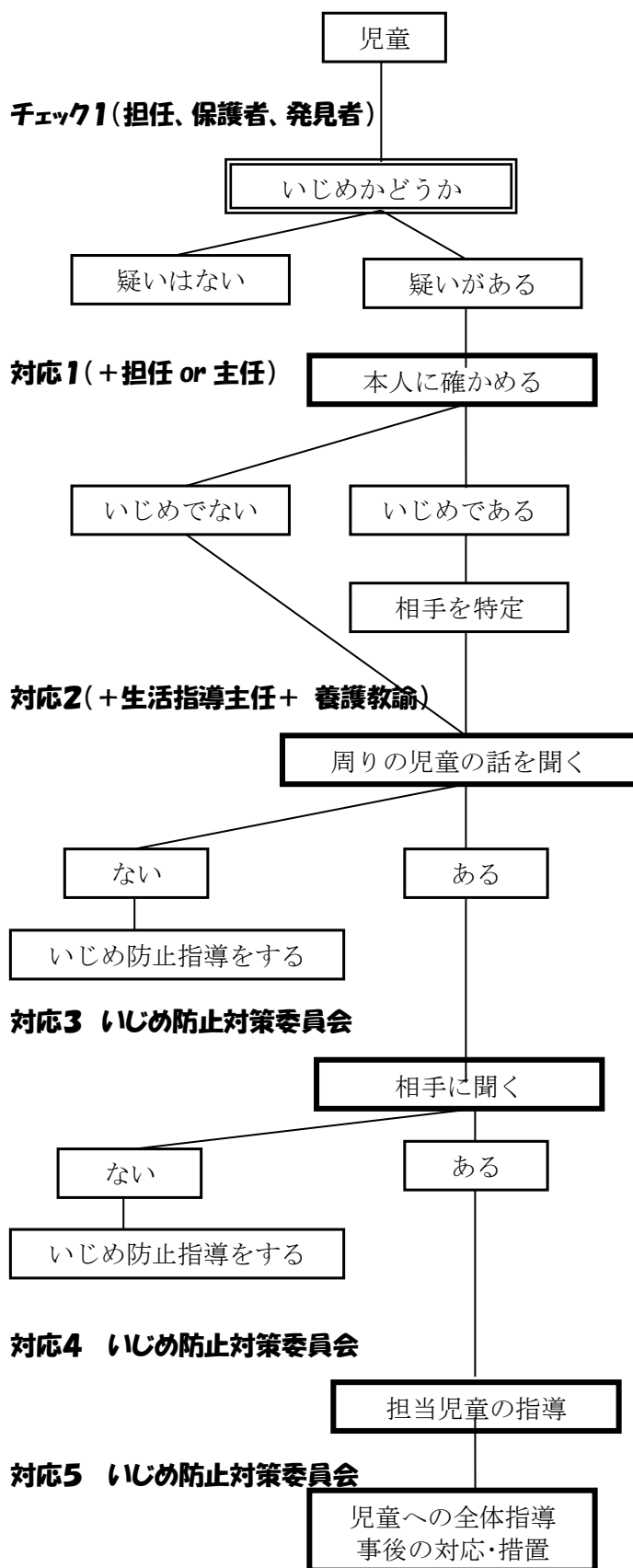
「いじめ防止対策推進法」に基づき本校のいじめ防止に関する基本方針を以下のように定める。

- ・いじめは基本的人権の侵害であり、絶対に許されない行為であるという認識に立って教育活動を行う。
- ・いじめられている児童の立場で考え、児童の悩みを親身に受け止め、早期解決に努める。
- ・児童の自尊感情や自己肯定感、豊かな人間関係を育むための教育活動を道徳、学級活動など全教育課程において実践する。

2. いじめの未然防止・早期発見のために

- ・学校いじめ対策委員会（管理職・教務主任・生活指導主任・道徳主任・人権主任・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー）を設置する。
- ・道徳教育を充実させ、児童の人権意識を高める。
- ・仲良し班等の異学年交流活動の充実を図り、より良い人間関係を築く力を養う。
- ・月1回の生活指導連絡会で、各学級の現状報告を行い、実態把握・共通理解を図る。
- ・保護者・地域との連携を深めるために、学校公開やPTA活動等を充実させる。

3. いじめ発生時の対応マニュアル



チェック1

- 人間関係の観察をする。
 - ①表情・態度
 - ②身体服装
 - ③持ち物・金銭
 - ④言葉・行動
 - ⑤遊び・友人関係
 - ⑥教師との関係

対応1

- 自分が悪いと思う事はないことを確認する。
 - ①責めていないこと、本当のことを聞きたい事を伝える。
 - ②気持ちを聞く。
 - ③本人の言いたいことを全部聞く。

対応2

- いじめを傍観することは、いじめの助長につながることを理解させる。
 - ①本人の気持ちを話す。
 - ②周りの児童の気持ちを聞く。
 - ③事実を確認する。

対応3

- 被害児童の気持ちを伝える。
- 事実の確認をする。

対応4

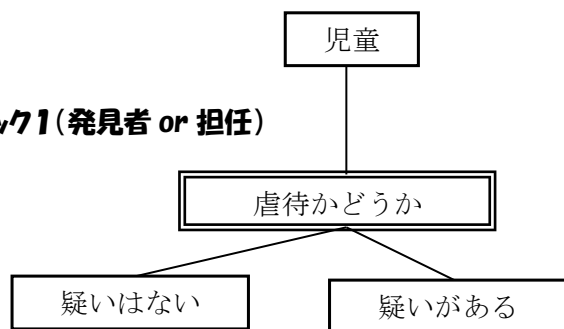
- いじめは絶対あってはならないことを伝え、再発防止をする。
 - ①保護者に報告する。
 - ②教育委員会に報告する。

対応5

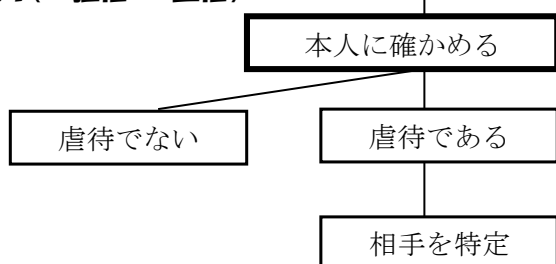
- いじめは絶対あってはならないことを伝え、再発防止をする。
 - ①学級・学年・全校に必要な応じて指導する。
 - ②必要があれば、保護者、PTA や地域の代表に協力を求める。
 - ③事後指導を教育委員会に報告する。

4. 虐待防止マニュアル（プログラム）

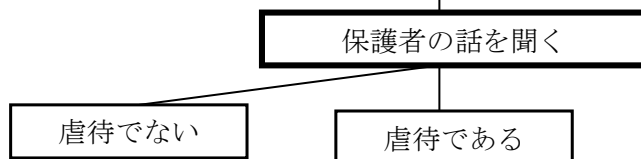
チェック1(発見者 or 担任)



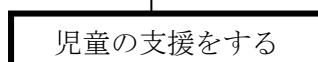
対応1(+担任 or 主任)



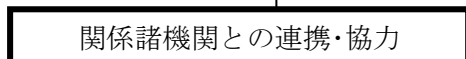
対応2(+生活指導主任+ 養護教諭)



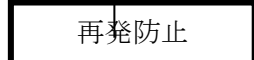
対応3 虐待対策委員会(+管理職)



対応4 虐待対策委員会



対応5 虐待対策委員会



チェック1

- 児童の観察をする。
 - ①表情・態度
 - ②身体服装
 - ③持ち物
 - ④言葉・行動
- 保護者との関わりの観察をする。
 - ①身体的暴力
 - ②ネグレクト
 - ③性的虐待

連絡先

- ・子ども家庭支援センター
03-6231-8120
- ・江東児童相談所
03-3640-5432

対応1

- 自分が悪いと思う事はないことを確認する。
 - ①攻めていないこと、本当のことを聞きたい事を伝える。
 - ②気持ちを聞く。
 - ③本人の言いたいことを全部聞く。

対応2

- 保護者の悩みを聞く。
 - ①児童の気持ちを話す。
 - ②悪い家庭だと決めつけない。
 - ③事実を確認する。

対応3

- 温かな人間関係作りをする。
 - ①学校は安心で、安全であると思えるようにする。
 - ②必要に応じた学習支援を行う。

対応4

- 児童の心身のケアや指導をする
 - ①教育委員会に報告する。
 - ②保健所・医療機関・警察とも情報交換をする。

対応5

- 再発防止をする。
 - ①学級・学年・全校に虐待防止解決のための教育をする。
 - ②保護者への啓発をする。
 - ②事後指導を教育委員会に報告する。